

外国投資家による投資について

～外為法に基づく対内直接投資審査制度～



安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、政府全体として、経済安全保障の取組を強化していくことが必要となっています。

外為替及び外國貿易法(外為法)では、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することなどを防ぐため、外国投資家が日本の企業に対して一定の投資を行う場合に事前届出を求め、国の安全等の観点から審査を行っています。

外為法における対内直接投資審査制度の概要

外為法に基づき、①外国投資家(非居住者である個人、外国の会社、これらの者から50%以上出資を受けている本邦の会社等)が、②国の安全等の観点から指定される事前届出の必要な業種を営む企業に対して、③投資等を行う場合、外国投資家は財務大臣及び事業所管大臣あてに事前届出を行う必要があります。

事前届出の必要な業種を営む企業

外国投資家
※非居住者、外国会社等

財務省・事業所管省庁



①事前届出の必要な投資家の例

- 日本以外の国・地域に居住する個人(日本国籍を有する者も含む)
- 外国で設立された法人やファンド、外国に主たる事務所を有する法人
- 外国法人の本邦における100%子会社
- 外国法人が50%以上出資する投資ファンド 等

②事前届出の必要な業種

- ▶ 事前届出の必要な業種のうち1つでも営んでいる場合は事前届出の対象
- ▶ 事業規模には関係がなく、子会社が以下の業種を営んでいる場合も事前届出の対象

- 武器・航空機・宇宙開発・原子力関連の製造業、及び、これらの業種に係る修理業、ソフトウェア業
- 軍事転用可能な汎用品の製造業
- 感染症に対する医薬品に係る製造業、高度管理医療機器に係る製造業
- 重要鉱物資源に係る金属鉱業等、特定離島港湾施設等の整備を行う建設業
- サイバーセキュリティ関連業種
(情報処理関連の機器・部品・ソフトウェア製造業種、情報サービス関連業種)
- インフラ関連業種(電力業、ガス業、通信業、上水道、鉄道業、石油業、熱供給業、放送業、旅客運送) 等
- その他(警備業、農林水産業、皮革製品製造業、航空運輸業、海運業) 等

③事前届出の必要な投資等

- 上場会社の1%以上の株式取得
- 非上場会社の1株以上の株式取得(端株の取得も含む) 等

事前届出を提出する必要がある事例

- ・ ①外国に在住する個人投資家が、②輸出規制の対象(注)となる先端材料や防衛装備品の部品を製造する日本の非上場会社に対して、③1株(端株も含む)以上の株式取得を行う場合
- ・ ①外国法人が、②ソフトウェアを開発する日本の企業に対して、③外国法人の関係者を役員として就任させることについて株主総会において同意する場合

(注)輸出に際し経済産業大臣の承認等が必要となる軍事転用可能な汎用貨物(輸出貿易管理令別表第一に掲げる貨物)。

よくある質問

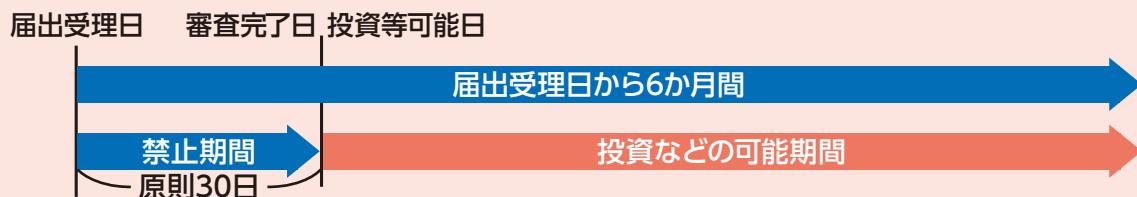
Q 株式取得以外に、どのような場合に事前届出が必要ですか?

- A 以下の場合などに事前届出を行うことが必要です。
- ・ 外国投資家自ら又はその関係者が役員に就任することについて、株主総会において同意する場合
 - ・ 事前届出の必要な業種に属する事業を外国投資家が承継する場合

Q 事前に届出を行った投資等は、いつから行うことができますか?

- A 財務大臣及び事業所管大臣において、事前届出が国の安全等に支障がないかどうかを審査するため、事前届出を受理してから起算して30日を経過するまで(4か月まで延長可)は、届け出た投資等を行うことはできません(投資禁止期間)。ただし、その期間は、国の安全等を損なう事態が生ずる投資等に該当しない場合、短縮されることがあります。

事前届出の審査スケジュール



沖縄総合事務局財務部では、事前届出が必要となる場合の手続き等についての相談窓口、事前届出義務の違反が疑われる場合等の情報提供窓口を設置しております。

相談窓口、情報提供窓口の連絡先や詳細な資料は、下記URLにて掲載しています。

https://www.ogb.go.jp/zaimu/zaimu_tainaichokusetuoshi

ご不明な点などがありましたら、下記お問合せ先までご連絡ください。



また、財務部では、外為法に基づく対内直接投資審査制度についてご理解いただくため、職員を講師として派遣しています。講演料・交通費は一切不要となっておりますので、お気軽にご相談ください。

お問合せ先 財務部 理財課 ☎098-866-0092